

(参考情報) 韓国農林畜産食品部公表情報

## 全羅北道 高敞郡における高病原性鳥インフルエンザ(AI) 疑い事例発生に伴う対応状況

(2014年1月17日11時30分付け 農林畜産食品部プレスリリース)

出典URL: [http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155445240&section\\_id=b\\_sec\\_1&pageNo=1&year=2014&listcnt=10&board\\_kind=C&board\\_skin\\_id=C3&depth=1&division=B&group\\_id=3&menu\\_id=1125&reference=2&parent\\_code=3&popup\\_yn=N&tab\\_yn=N](http://www.maf.go.kr/list.jsp?&newsid=155445240&section_id=b_sec_1&pageNo=1&year=2014&listcnt=10&board_kind=C&board_skin_id=C3&depth=1&division=B&group_id=3&menu_id=1125&reference=2&parent_code=3&popup_yn=N&tab_yn=N)

(機械翻訳に基づく仮訳)

農林畜産食品部(イ・ドンピル長官)は1月16日、全羅北道高敞(コチャン)郡にある種あひる農家で鳥インフルエンザ(AI)\*疑い事例の届出がなされ、現在、農林畜産検疫本部で精密検査中であり、高病原性と判定される可能性が高いと明らかにした。

\* AI(鳥インフルエンザ)は、鶏、あひる等の鳥類に感染するウイルス性感染症で、高病原性AIの場合、家畜の致死率が高く、第1種家畜伝染病に分類。

最近、農場では自然へい死が増加し産卵率が急減する等、AIの症状が発生し、1月16日農場主から届出があった。これに対して検疫本部で一次検査を行った結果H5N1型が明らかになり、1月17日午後、高病原性の有無が判定される予定だと明らかにした。

さらに、車両登録データベース等を確認した結果、届出農場からAIの潜伏期間(最大21日)以内に4道の24戸の農家にあひるの雛が分譲(17万3,000羽)された状態であり、特に忠清北道地域の農家等(21か所)に雛を分譲する過程で、運搬車両が雛を分配した後、鎮川(ジンチョン)に所在する食鳥処理場を出入りした事実が確認されたと明らかにした。

農林畜産食品部の関係者は、疑い事例の移動状況が把握されたことから、25戸の農場と1戸の食鳥処理場に対して徹底した管理が必要であると明らかにした。

これに伴い、農林畜産食品部はAI緊急行動指針(SOP)に基づいて安全行政部及び地方自治体、国防部、警察庁等関係機関別に役割を分担し、有機的に協力・対応していくものの、万一の事態を防ぐために、必要時に予防的殺処分を実施する等、SOPより先制的に行措置していく方針だと明らかにした。

まず、届出農場については、殺処分を実施中であり(2万1,000羽のうち、1万2,000羽完了)、分譲農場24戸を含む25戸の全農場に対して初動対応チーム\*を派遣し、移動制限及び消毒措置も完了したと明らかにした。

\*市・郡、農林畜産検疫本部、家畜衛生防疫本部職員で構成

- 疫学的に関連がある食鳥処理場に対しては、閉鎖措置及び出入り車両に対する追跡調査を実施中であり、分譲先農場は臨床調査の結果、疑いの兆候が発生した場合は予防的殺処分を実施する計画であり、食鳥処理場と同様に出入り車両の追跡調査をしていることを明らかにした。

- 体系的な対応システムを構築するために、農林水産食品部、地方自治体及び各防疫機関に非常待機を指示し、AI防疫対策状況室の運営を強化し、届出のあった地

域には、機動防疫チームを派遣し、制限区域等\*を設定し、統制所を設置したと明らかにした。

\*半径500m以内：汚染地域（1農家）、3km以内：危険地域（19農家）、3～10km：境界地域（202農家）

- さらに、人材の動員（国防部・警察庁）、抗ウイルス製剤の供給（保健福祉部）等、関係省庁と協力体制を構築し、

- 農家及び国民の不安を解消するために、毎日2回のマスコミ・ブリーフィングを実施する等、国民に現在の状況等をよく知らせる計画だと明らかにした。

農林畜産食品部の関係者は、今後もAI緊急行動指針に基づき徹底した防疫を推進すると述べ、高病原性の有無が確定診断前であっても、高病原性の確定診断状況に準じて対応していると明らかにした。

同日（1月17日）の午後、農林畜産食品部イ・ドンピル長官は、全国の道・市知事会議（14時、世宗（セジョン）庁舎予定）を緊急開催し、AI防疫と関連した地方自治体の積極的な防疫努力を依頼する計画であり、

同会議の直後に、家畜防疫協議会を開催し、高病原性AIであることが判明した場合には、全国一時移動制限\*（Standstill）発動水準の検討等、様々な対応方針について、防疫の専門家達と深い議論を行う計画だ。

\*家畜伝染病予防法第19条の2の規定により、農林水産食品部長官は、家畜伝染病の全国拡散防止のため、家畜、出入り車両、畜産従事者に対する一時的移動停止措置を発動。

農林畜産食品部の関係者は、全国の家きん畜産農家に対し、防疫及び消毒を徹底的に行い、AIに感染したと疑われる症状（飼料摂取率及び産卵率の急減、チアノーゼ、急激な致死率上昇等）が発生した場合、直ちに農林水産食品部、農林畜産検疫本部や地方自治体の防疫担当部署に通報するよう要請した。

農林畜産食品部は国民に対しても、AI発生地域の家きん飼育農場の訪問を控え、渡り鳥の飛来地を旅行する場合には、渡り鳥の糞便が靴に付着しないよう注意し、海外のAI発生地域を訪問する際にも家きん農場に立ち入らない等、家きんとの接触を控えるよう要請した。

また、高病原性AIが発生した農場の家きん類は、移動が厳しく制御された状態で殺処分または廃棄されるため、市場に流通されることはなく、

たとえAIウイルスに汚染された家きん肉が流通した場合でも、70℃で30分、75℃で5分間熱処理するとウイルスが全て死滅するため、加熱して食べれば絶対に安全であり、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）等でも加熱処理された鶏肉、あひる肉及び鶏卵の摂取に起因するAIの感染の危険性はないと結論付けたので、消費者が家きん類消費に対する不必要な不安感を持たないように呼びかけた。

あわせてチョン・ホンウォン国務総理もこの日の朝イ・ドンピル長官に徹底した原因究明と迅速な対応を通じて、国民の不安が最小化されるよう指示した。

※本情報は、韓国農林畜産食品部公表情報が、1月17日に公表した情報について、機械翻訳に基づき仮訳したものです。